

馬來田家公文職系図記(上)

足立尚計

はじめに
『馬來田家公文職系図記』は、明治十二年(一八八〇)八月越前国足羽郡式内小社に比定される足羽神社第五十七代祠官馬來田善照(豊)の著述にかかるものである。本書は、

単なる一社家の系図とは性格を異にし、好学の士でもあった善照が、当時足羽社家に伝来した諸記録・古文書類を著作の材料として、これまでの馬來田家系図に新たな記述を加え、部分に於いて文章系図化したものである。本書の冒頭に「自明治元戊辰年 初考企 至同十二己卯年載訂成」とあるように、善照は明治改元の年(十七歳)初めて筆を起し、十二年(善照二十歳)という長い歳月をかけて執筆したものである。

本書について、善照の三代孫現当主馬來田善仁氏の口碑によれば、善照は本書著作の為、社家の墓碑石等もいちいち調査し、その墓誌

銘までも参考としたという労作であるとする。足羽社家では、本書を昭和二十年(一九四五)七月十九日の福井大空襲で、足羽社が全焼した際も社祠が身を撤してこれを護り、現在に伝えたという。それ故、社家では、本書を社家第一の重宝として扱い、秘書書として何人の披見をも許されなかったが、今般よくやく筆者にその公開を許可されたものである。

一、史料的价值
本書の史料的价值としては、まず社家の中興の祖で、『日本三代實録』のこれまでに知られる藩政時代唯一の註釈研究書たる『日本三代實録故事考』等の著者足羽敬明の伝記が、本書中に極めて詳細に載せられている。これは、これまであまり明らかにされ得なかった敬明の伝記研究上新出の史料と云える。また、敬明の養子で、『日本三代實録故事考』や『續日本紀故事考』等に敬明と共にその名がみえる足羽住夏の伝記も載せられていることは、看過すべからざるものと云えよう。

二、体裁
本書は、未刊草稿本であり、本文中に多くの書込みや訂正があることや、人名については「○○○」などと略記しているのはその為である。

二、体裁
本書は、未刊草稿本であり、本文中に多くの書込みや訂正があることや、人名については「○○○」などと略記しているのはその為である。

また、社家初代の馬來田皇女に関する記事や、朝倉氏・松平氏等越前国主による社領安堵や、献金など、その信仰史を見る上でも貴重である他、敬明以後の累代神主の著作や、国学の修学に関する記事。境内社、撰末社の創祀や、祭神の合祀、また境内の綱長井や齋殿清水に関する記事。他に、福井橋南の大火関係の記事が数多く載せられている。ただし、これらの記事のうち、社家の中世期以前の「××王」と記載する歴代の名称や、その系統・代数またその他の記事にも当然史料性の乏しいものが少なからず認められることは否めない。

二、体裁
本書は、未刊草稿本であり、本文中に多くの書込みや訂正があることや、人名については「○○○」などと略記しているのはその為である。

なお本書の体裁は次の通りである。
○足羽神社宮司馬來田善仁氏蔵馬來田善照自筆草稿原本
一部一冊。袋綴。縦二四・〇浬。横八・〇浬。表紙とも墨付四十三枚。外題は直題で、「皇孫足羽善照考 訂正馬來田家公文職系圖記 小柴廻舎蔵 草稿」とある。また内題は

なお本書の体裁は次の通りである。
○足羽神社宮司馬來田善仁氏蔵馬來田善照自筆草稿原本
一部一冊。袋綴。縦二四・〇浬。横八・〇浬。表紙とも墨付四十三枚。外題は直題で、「皇孫足羽善照考 訂正馬來田家公文職系圖記 小柴廻舎蔵 草稿」とある。また内題は

また、社家初代の馬來田皇女に関する記事や、朝倉氏・松平氏等越前国主による社領安

なお本書の体裁は次の通りである。
○足羽神社宮司馬來田善仁氏蔵馬來田善照自筆草稿原本
一部一冊。袋綴。縦二四・〇浬。横八・〇浬。表紙とも墨付四十三枚。外題は直題で、「皇孫足羽善照考 訂正馬來田家公文職系圖記 小柴廻舎蔵 草稿」とある。また内題は

「越前國足羽社司馬來田公文職系圖記」とみえる。藏書印はみられない。

本文には、朱筆や墨書の訂正・書入れ、見消等が散見する。また、イ本（本書ではイ説というべきか）との校異を数箇所について示している。

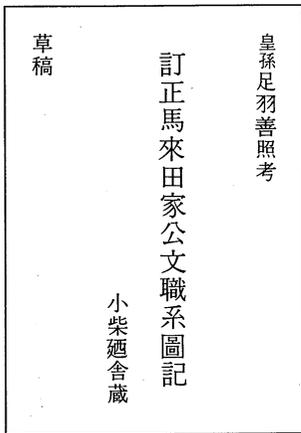
本書は、善照の男善廣までを記述するが、原本には、善廣以後現当主に至るまでの記述が子孫によって付加されており、その中には若干善照晩年の加筆と見られるものがあるが、以下の史料紹介では略した。また、本文中には、本書成立の明治十二年以後の記事も見られるが、これは善照の後の加筆又は、子孫の加筆である。

凡例

- 一、解説は、出来る限り原文形に添うよう心掛けたが、一部活字作成の困難な文字については現行に改めた。
- 二、見消はすべて消去された文字の左横に、記号を付し、更に訂正された文字を右横に示した。また見消による本文の中断箇所を▲記号によってその冠尾を明らかにした。

足立 馬來田家公文職系圖記 (出)

- 三、本文中明らかに後入の書入れ等異筆とみられる箇所については、その冠尾を●記号で示した。なお文中の○△及び、「」()の記号は、原本にもともと附されているものである。なお本文中の(マ、)は筆者による。
- 四、本文中附箋の箇所についてはその冠尾を×記号で示した。
- 五、頭註については、概当の箇所の後に(頭註)と記して、本文に組入れた。
- 六、判読困難の箇所は、□の記号で示した。
- 七、系線は全て原本のままとした。



自明治元戊辰年 初企考
至同 十二己卯年載成

馬來田家公文職系圖記訂正之書類^(マ) 目錄

- 古事記 日本紀
- 續日本紀 釋日本紀
- 日本紀通證 古事記傳
- 万葉集 新撰姓氏錄
- 皇代記 皇胤紹運錄
- 足羽社記 足羽神社神官員簿
- 足羽神社神田臨時祭神主職等ヲ書ス舊文書之諸類^(マ)
- 但將軍家文書之類^(マ) 朝倉家文書之類^(マ) 松平家文書之類^(マ)
- 越前國足羽社神主并公文職系圖 神代日文之書
- 馬來田家略系譜之類^(マ) 馬來田家諸記錄之類^(マ)
- 同書翰之類^(マ) 同家寺式目
- 神明社神職牧田家系圖之類^(マ) 西尾宗次氏系圖
- 磯野光里氏系圖 磯野同澄氏系圖
- 笹治大膳氏系圖 渥美氏系圖
- 松波氏系圖 山形氏系圖
- 横山氏系圖 栗崎氏系圖
- 廣部氏系圖 宮嶋氏系圖

鴨梨木氏系圖

瓜生氏系圖

山田氏系圖

越前國主松平家康公系

圖

薛田氏系圖

大月氏系圖

越藩拾遺錄

越藩前名蹟考繪圖考

越都細見集

越叟夜話

越前名所記

口宣案 宣旨 位記之類

類

談林雜記

堀氏系圖

往古事跡雖

難強一決今

從史曲舊文

少揮筆

明治十二年己卯八月二十七日

足羽神社祠官兼權訓導馬來田豊

木柴 廼舍 照善

越前國足羽社司馬來田公文職系圖記

○足羽社家娘女官位之例

禁中工被召仕女叙位之

續日本記云 光仁天皇宝龜二年八月癸酉授正

六位上足羽臣真橋從五位下

同五年秋七月己亥復一女孺無位足羽臣黑葛本

位外從五位上

同八年正月癸亥授二外從五位下足羽臣黑葛從

五位下

桓武天皇延曆二年二月壬子贈二足羽臣真橋從

五位上

但授位之内後二階今ニ不見二其古典

○姓氏之事

足羽尸臣 嵯峨帝弘仁六年七月萬多親王新撰姓氏錄ニ乘レ之

○足羽社家位階之事

初階

從五位下

從五位上 正五位下 正五位

此ノ位ヲ越階スル階昇□□□□隔昇此階飛□事

從四位下 從四位上 正四位下 正四位

上

從三位 正三位

○同紋之事

九二三光 十六影有菊 立波丸ノ中ニ鷹羽

二枚並 五七桐 三ツ桐

○系譜

男大迹天皇

更ノ名ハ彦大尊 諡曰 繼體

譽田天皇五世孫 ヒコ□□□ヌシノ
父 汗斯王一名 彦 主人王
活目天皇七世孫 乎波知君女
母 振媛

神前皇女 古事記曰郎女次皆同續訓釋紀カムサキ社記ニハ
母 坂田ノ大跨ノ王女 廣媛 (記曰ノ坂田大股ノ王ノ之女黑比賣ヲ云々ト見ユ)

記傳四十四卷曰神前皇女安閑天皇ノ御陵ニ合葬奉ルヨシ紀ニ見ユ云々
仲茨田皇女讀訓釋紀カヤタ記マムタ
母同上

杜記曰ク茨田皇女ノ御墓在越前國今立郡河和田郷尾花森ニ河和田者茨田ヲ誤レル乎
初代馬來田皇女
母同上

杜記曰ク馬來田皇女是レ主ル足羽神事一馬來田後人作ル牧田一云々
同記曰ク馬來田山一名足羽山又云フ社山ト云々
越藩拾遺錄曰ク馬來田皇女是則足羽神事ヲ司リ玉ヒ足羽ノ神主ハ此皇女ノ末也ト云々
御父ノ詔ニ自テ皇女主リ足羽神事ヲ給フ故ニ皇女ノ御名ヨリ起リテ号ニ姓ヲ足羽家名ヲ馬來田ト建久年中右大將源賴朝卿ニ文書以來牧田ノ二字書用ユ皇女甥以善泰王ヲ為ス嗣子ト

○善泰王^{二代}
大遠天皇第十^四
父 梶子皇子

母 妻

梶子皇子者繼體天皇之皇子御母者倭媛。則馬來田皇女弟也。其子善泰王兄弟ヲ櫻井王ト云々

接至^二後世^一自^二祖宗五六代^一内^二有^レ善ノ字^一字ヲ以テ爲^二スル^一以テノ故ヘニ乎俗ニ指サシテ足羽山^一号^二ニ善住山^一也自^二則^一從此山中堀^二出^一古^一鏡銅^一器珮^一玉之類或ハ石^一棺ヲ從^二元祿年中^一以前近クハ五十年來而猶^二一度也然レバ則^二此ノ邊^一者馬來田皇女以來神主足羽臣等之葬地也

元祿十五年壬午足羽郡譯語園^{今云}露^レ霞^ニ至善出顯^ク同^レ年^一之比同郡小山接^ニ谷村字切石^一裕^ニ瑞源寺大門前ヨリ崩落シテ^一石棺出顯^ス

以后亦文化
二年乙丑閏八月九日當足羽山字茶白山^{一名飛龍岡}ニテ古キ石棺^{長七尺四寸巾三尺斗深二尺余蓋ハ棟造}出顯^ク
○然レハ明治 年

三代 善範王
四代 善尚王
五代 尚住王
六代 永住王
七代 永善王
足立 馬來田家公文職系圖記 (出)

○泰永王^{九代} ○忠永王^{十代} ○忠泰王^{十一代} ○賴泰王^{十二代} ○賴永王^{十三代}
○賴貞王^{十四代} ○永貞王^{十五代} ○永範王^{十六代} ○足羽神主長官足羽臣永氏王^{神代文字五十五字}

也ト書^レ祇^レ王ノ自筆アリ
永王[○]足羽[○]未成[○]王[○]足羽[○]氏成[○]王[○]足羽[○]宗永[○]王[○]足羽[○]宮永[○]王[○]足羽[○]光永[○]王[○]足羽[○]信永[○]王[○]足羽[○]宮國[○]王[○]足羽[○]信末[○]王[○]足羽[○]家永[○]王[○]足羽[○]政家[○]王[○]足羽[○]孝家[○]王[○]足羽[○]善秀[○]王[○]足羽[○]宮重[○]王[○]足羽[○]重家[○]王[○]足羽[○]家繼[○]王[○]足羽[○]長家[○]王[○]足羽[○]家善[○]王[○]足羽[○]教家[○]王[○]足羽[○]神主馬來田式部[○]足羽[○]光家[○]王[○]

後正元年丙戌五月十六日第九代
代足羽社神主主職事任^二先例^一被^レ補^二光家^一黑印賜^之

從三位筑前守足羽戶景家王
母 廣刀自
妻 廣刀自
永正十四年丁丑六月日不分明 薨去

此文此文 應仁元年丁亥十一月十一日国主朝倉孝景社之庄神宮寺義者如先足羽神社神供米ニ相違無之旨黒印出入ルベシ
社神宮寺養供四年貢米并神等社納之文 文明九丁酉年十一月廿二日
越前国主朝倉孝景賜之

此文ハ 社之庄内神宮寺神主 牧田新三郎景家職之状仰ニ付山田勘解由左工門尉於^二神前^一雙方召合社人一同召合對^レ其之^レ処上表分明之文之段初ノ文明七年乙未三月十三日越前朝倉孝景其之黒印出ル

足羽黒龍神領^{公事}中^雖毛^神前^祈禱^可有^執行之^義
文 大永二壬午年十二月晦日自越前国主朝倉家賜^之

延德元年己酉年 誕生
足羽明神之領併神官敷地館屋村人同加與丁之免件状享祿三年庚寅九月十

若越郷土研究 三十三卷二号

六歳薨去

一八日自國主朝倉景純一黒印出ル
天正二年癸酉年十二月一日 壽八十

初兵部丞 弘治二年丙辰 誕生

元龜三年壬申十二月二十九日諸
役免許如先々自國主朝倉景初
黒印出ル
同年同月同日 足羽大明神奉仕
社人等無相違黒印同上

國主朝倉家滅亡之時在テ故天正元年□去リ當
國ヲ落「行能登國羽咋神社ニ暫ク曹居天正四年」
柴田修理亮勝家御世ニ雖「歸」來スト當國ニ亦秀
吉當國被ル趣由故ニ再度能登國ユ引去
(頭註) 天正十一年癸未四月柴田自害ス
其後越之國聞「治乱」慶長六年辛丑十一月廿五
日國主松平中納言秀康公御「世雖」歸「來」ルト山林
舊地悉成「他物」景貞於テ齋殿清水上「當山麓」
搆「草屋」住居ス

寶永元年甲子十二月朔日ヨリ一七ヶ日
國主松平宰相源忠昌公寄テ御心願ニ鎮魂祭

御祈禱ニ仰付「依」之
寶永元年十二月八日

葵御紋麻袴拜領

「然ル」処父景貞男子無レ之故當國今立郡水落
村神明社神職瓜生大膳太夫守有弟以「尚政」為
婿養子「則景貞女以「家子」娶ス之」

寶永十六年己卯九月十二日 年八十四歳薨
去諡 廣徳院殿前祝部秋岩一爽社司
當山麓亥之方下立矢町華藏寺墓地ニ埋葬ス

初五女馬來田足羽臣家子刀自
寬永十六年己卯父景貞薨去故ニ其□主ニ足
羽神事「後成」ル尚政之妻ト

○福井神明社牧田 祠官刑部丞橋尚政

實父 實母 實兄 當國今立郡水落村神明社神職瓜
生大膳太夫守有

妻女 兵部景貞長女家刀自
明曆二丙申年四月朔日 薨去
諡 體露妙白禪定尼

養父景貞薨去ノ后男子無之尚政▲

寬永十三年己卯□七月▲正保元年申申當家ニ
來リテ爲「景貞女家子」婿養子「家督相續」ス

中古福井北之庄神明社社主職者能刃ノ領主
長九良左エ門ノ妾腹 嫡子 浪土塚谷弥次右エ
門亦其子與「左近」而肩相續神務罷在処在リテ
子細「塚谷ノ家及ヒ断絶」ニ神職中絶ス然ル処承
應元年壬辰五月

(頭註) 神明祠官家系ニ曰ク寬永元年甲申年三
月自「國主松平越前守源忠昌公」云々トミユ

自「國主松平越前守源光通公」家蒙「御」意當
社司「刑部丞尚政」被「補」足羽神明「兩社兼
帶」之神主職然者神明社者代々國主之依「為」
氏神「社威甚重」故ニ移「家屋」ヲ神明之社地
而尚政辭「當社」換「姓橋」ト承應三年申午妻子ト
共ニ移轉ス神明社ニ神職牧田家之成ル元祖故ニ
不「可」入「足羽神主家ノ代數」也
寬文六丙午年八月廿一日於「神祇管領吉田家」可着風折鳥
帽子狩衣旨裁許之

延宝二年甲寅正月二十日 薨去
諡 無巖鉄心大徳

越前國足羽郡橋南□町華藏寺墓地ニ埋葬
福井神明社 祠官牧田長男 彈正少弼橋尚政

妻 宮門市左エ門女

享保十八癸丑年五月十五日 薨去

諡 性院心窓宥智大姉

尚 明者足羽神明而社ヲ雖ヒ兼務ニスト弟尚家

及ヘリ生長ニ故ニ承應三年申午神明ニ社地エ企テ

家作ラ辞ニ當社ニ事父尚政ニ同シ

元禄六年癸酉六月朔日 齡 薨去

諡 雲峯玄涼居士

越前国足羽郡福井橋南立矢町華嚴寺工埋葬

四十六代大男
足羽社司馬來田治部丞足羽尚家卿

妻不明

承應三年甲午父尚政兄尚明有レ故而出ニ當家

故ニ祖父景貞之成ニ嗣子ト繼ク當家ヲ

寛文二年壬寅ニ自ニ三月十五日ニ至ニ晦日ニ撰

杜足羽若宮大祀執行ス

延宝元年癸丑六月廿八日撰社杖岡神社祭神

清和天皇ノ皇子源家大祖貞純親王御降誕生

以來延宝二年甲寅ニ至リ八百年相當矣故ニ

前年執ニ行ス御生御祭會ヲ依レ之

延宝二年癸御紋麻袴

御綿羽貳拾把 拝領

尚家雖レ及ニ老年ニ呼嗚惜哉男子無レ之故ニ

足立 馬來田家公文職系図記 (上)

延宝六年戊午以ニ當福井藩中渥美新右工門
友信男右京ヲ爲ニ養子ニ尚家女以ニ加奈子
娶ス右京ニ

元禄七年甲戌正月十二日年 薨去

諡 萬兵院春岩一芳信士

當山麓下立矢町華嚴寺墓地ニ埋葬

(頭註) 岩一書巖

切城
不明

馬來田加奈子刀自

後敬明ノ妻ト成

四十七代
足羽神社神主從四位上馬來田内藏權頭足羽

朝臣敬明

(頭註) 歌名雉堂

實父 福井藩中渥美新右衛門友信初名右京

實母 名不明 享保四己亥七月朔日卒
諡号梅林妙香大姉越前足羽郡

福井西山町光照寺墓地ニ葬

妻女 尚政長女 加奈刀自

享保十六年亥年十月二日 薨去

諡号清月院雲山妙珠大姉

當山麓下立矢町 華藏寺ニ葬

敬明ハ寛文十二壬子年正月二十五日誕生

延宝六戊午年 月 日 養父 尚家

ノ嗣子トナル

慈ニ敬明之誠眞ヲ編集而云ク抑足羽神社社

家官位叙任之事四十四代景明郷ヨリ以後中

絶矣今爰ニ敬明彼中絶之旨を顧憐而〇例再

興セン事ヲ思企シ身ヲ京師ノ地ニ居テ昼夜

身勞シ當家ニ持傳スル所ノ將軍家并四國主

(家)之古文書其他官位等明細之書類ヲ以

テ是ヲ武家兩御傳奏エ執奏又時之兩御傳奏

ハ中院大納言通躬郷中山大納言兼親郷等也

中御門天皇御宇享保七壬寅年十月二十八日

勅許シテ拜ニ中興(六〇)之命ニ代々家例之由

姓ヲ設ケ代々父ノ例ヲ相續矣之旨兩御被仰渡矣以

後武家兩御傳奏執奏ト御儀定相成故ニ一杜氏

之正敷次第ヲ以テ家例立示折紙等ヲ上ル御

兩傳奏之語言ニ是誠ニ馬來田家之大規模也

但諸國之神社々々者大槩傍例立也ト云也

(頭註) (位記一卷)

一三代中御門天皇御宇享保七壬寅年十月二

十八日叙從五位下任内藏權頭(歲五十一歳)

上郷清閑寺中納言〇〇職事中御門藏人右

大辨〇〇傳奏中院大納言通躬郷中院大納言兼

親郷同 天皇御宇享保十八癸丑年五月三日

叙從五位上(歲六十二)上卿庭田大納言源重孝卿

職事清閑寺藏人正五位上在中辨秀定傳奏中山前大納言正二位兼親卿三條西前大納言從二位公福卿

二四代櫻町天皇御宇天文四己未年九月二十二日叙正五位下(歲六十八)上卿中山中納言○職事庭田頭中將○傳奏葉室前大納言○冷泉

▲(頭註)(位記一卷)

一五代桃園天皇御宇延享五戊辰年六月二十八日叙從四位下(歲七)上卿師中納言○職事日野西左中辨資興傳奏久我柳原○○○今度諸社之祠官任官之儀一統ニ被停止_出矣別紙依之櫻町院御在世中ニ思召ニ而伊勢之祠官之通可為社職位階計旨桃園天皇御宇寬永三年九月二十四日被仰出御奉書並別紙在同年十月二十八日兩傳抑源大納言○○○廣橋大納言○○○諸社祠官任官之義一統被停止_出從前々通有之旨閑東ヨリ被仰進_出故_出今度被仰出御奉書出同年十二月廿七日兩傳奏柳原大納言○○○廣橋大納言○○○

同天皇御宇同年六丙子年五月二十五日於傳奏柳原家向後可_レ用_レ朝臣_一尸由彼_一申渡_一也

▲(頭註)上〇エ入

「寶永七庚寅年五月二十六日敬明方_ニ今_一設_クト一女子者_無男子_一故_ニ京都下加茂神社_レ彌宜從三位鴨縣主兼正北面祐賢男從四位兼非藏人梨木祐暉男河合神社權稱宜梨木隼人鴨祐條(改名)ヲ以テ敬明之嗣子トナシ敬明大望ノ志願アリ十月社務ヲ養子英明ニ讓リ福井橋北板屋町別邸ニ暫ク閑居ス」

初女馬來田幸刀自

實母 加奈刀自

後英明之妻トル

(正徳〇三壬辰年六月二十日齡歲ニテ卒 諡号、桂香院清室惠鏡信女、日立矢華藏寺墓地工埋葬

四十八代 足羽神社社司馬來田式部丞足羽英明

實父 京都從四位梨木祐暉 初名 美濃 敬直

實母

妻女 敬明 初女 幸子

貞享二乙丑年 月 日 誕生

寶永七庚寅年五月二十六日養父敬明之為嗣

子于時年五十六隼人祐條京都河合神社權稱宜ヲ辭退_一告文而為_二只人_ト馬來田家_ニ來而養父敬明之為_二嗣子_一英明(歲十六)ト改名シテ敬明女娶ス幸子ニ

正徳四甲午年七月二十日齡三十歲ニ而薨

諡号 廣寒院高林道秀信士 曰 日立華藏寺墓地工埋葬

四十九代 足羽神社社司馬來田種丸善忠

實母 幸刀自

正徳二壬辰年 月 日 誕生

父英明薨去故ニ同五乙未年正月善忠(歲四)馬來田家ヲ相續矣

享保八癸卯年五月十一日齡十二歲ニ而薨

諡号 森岳院良元童子 曰 日立華藏寺墓地工埋葬

五十代 再勤足羽神社社司馬來田內藏權頭

足羽朝臣敬明

養男英明歲三十而薨故ニ敬明再_レ當家ニ復籍シ孫善忠為_二養育_一再勤ナス_出呼々格哉養忠歲十二而卒矣今_モ實_ト敬明ノ姪_ト福井藩_ニ渥美新右工門友信

若越郷土研究 三十三卷二号

右大辨○○傳奏廣橋○○姉小路○○

一八代光格天皇御宇天明元年丑年十一月

十六日叙正五位下轉任石見守^{歳三}上卿正

親町大納言○○職事中山右中將伊尹傳

奏

足羽神社境内ニ鎮座矣處之井上神社一名

綱長井神社右井戸縁由者善郷神夢ヲ蒙リ

明和四丁亥年秋ヨリ明ル五戊子年十一月

ニ至リ父子三名ニ而自ヲ土穿穴堀シテ該

井成就矣哉維深度ニ至テ磐穿シテ冷水ヲ

得中ニシテ水滷再ヒ磐穿シテ現今ノ涌水

ヲ得タリ此平地度ニシテ四尺四方水際度

ニシテ九尺四方且水際マテ深度十有六丈

四尺三寸余被外底深度不詳

天明七丁未年二月十七日行年四十四歳ニ

而薨

諡号寶巖院密山自照居士

同十九日越前國足羽郡德光村西ノ山地宇

元伽藍ニ埋葬

明治十二年己卯四月四日足羽山招魂所馬

来田墓地エ改葬ス 葬主皇孫五十七代

祠官足羽善照

初女山田道子刀自

生母 姜腹 名不詳

○○年○○月 誕生

○○年○○月越前國今立郡鯖江城主間名部

若狭守殿家中山田善十郎ノ妻女ニ遣ス

寛政元己酉年十一月二十八日命^{三十三}歳ニ

而卒

諡号 梅嶽院玉芳仙藥大姉

日越前國今立郡 鯖江 墓地エ葬

五十三代足羽神社神主從五位上馬來田河内守

足羽朝臣善晶^{ヨシキ}

實父 福井藩中 西尾七兵衛重久初名仁十郎

實母 同 荒川三郎太夫女 里與子

妻女 同 磯野右エ門同方由刀自

安永四乙未年五月朔日誕生

年六月二十五日願許可二十六日由子夫

善晶ノ婦トナル

文久二壬戌年二月 日齡八十八歳壽歳ヲ

祝シテ撞^{ツキ}米ノ餅^ヒヲ

同年六月二十九日米ノ下刻壽^齡八十八歳ニ

而卒 諡号靈由院膏妙圓天大姉

同年七月三日 立矢華藏寺墓地エ埋葬

寶曆九己卯年十二月二十四日誕生

年月馬來田家ニ來リテ養父住夏之嗣子ト

ナリ受^ク社務^ヲ

一八代光格天皇御宇寛政二庚戌年六月二十

四日叙從五位下任河内守^{歳三}上卿久我右大

將○○職事清閑寺頭左中辨昶定傳奏

同天皇御宇同八丙辰年七月十一日叙從五位

上^{歳三}上卿中山大納言○○職事正親町頭左

中將實光傳奏○○○

同年七月越前國々主松平中將源治好公ヨリ足

羽神社境内エ人麿神社御轉座被仰出同九丁

己年三月十日神社成就ニ付御城内御座所ヨ

リ御遷座式執行ス依之

同十一日酒參斗錫卅把賜^レ之

文化四丁卯年九月男久丸ニ社務ヲ讓善晶退

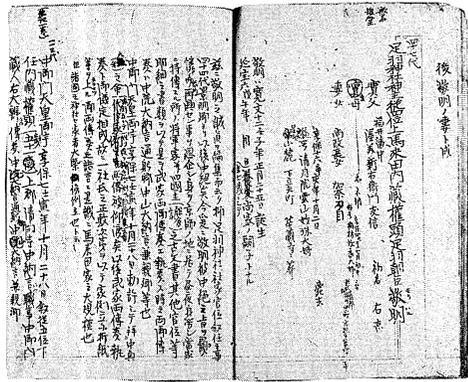
隱ス

文政八乙酉年七月九日午ノ下刻齡六十七歳

ニ而薨

諡号 撰巖院從五位上河洲大守宗津牧翁居

士 日立矢華藏寺墓地エ埋葬



五十四代
長男 足羽神社神主從五位上馬來田拱津守
足羽朝臣善包

初名廣部逸刀自

實母 磯野同方女 由刀自

寛政四壬子年正月十八日誕生

〇〇年〇月越前國丹生郡志津ノ庄大森村加

茂下上雷神社神職廣部宮内太夫藤原重喬ノ妻

女二遣ス

文政八乙酉年四月十二日命三十四歳ニ而卒

諡号 了光院秀法妙英大姉

日越前國丹生郡大森村廣部墓地工埋葬